

どっけし

団結とは=自分だけよい子になろうとして、ひとりひとりが競争しないこと。

団結とは=苦しいときには、みんなで助けあい、はげましあい、たがいに仲間を裏切らないこと。

団結とは=これらのことを毎日毎日みんなでたしかめあうこと。

## 病院長交渉報告 第1報

2020年11月5日（木）旭町職員組合は「病院長交渉」を行いました。「病院」からの出席者は、富田病院長、岡田事務部長ほか4名でした。

組合が提出した要求項目に沿って、「病院」からの回答をご報告いたします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大による病院経営の「悪化」、および2020年10月7日に出された人事院勧告（引き下げ）を理由に、教職員の賃金および労働条件の引き下げを行わないこと。

教職員の給与は大学の給与規程に基づいて決定される。従って、病院もそれに従う。病院の収入は深刻な状態であるが、教職員の人件費の確保は最重要課題と考え、各種補助金の確保、設備投資の凍結等の努力をして確保していきたい。

東日本大震災の時は、国の政策に従った。ただ、民間の病院に給与の引き下げはなかったので、人材確保の観点から、病院医療従事者は引き下げを行わなかった。今回は、全国的にどこの病院も経営が傷んでいる。震災の時と状況が違うので、大学本部の判断に沿うべきと考えてる。大学からは、現時点で人勧関係の話は何も出ていない。この状況の中、病院職員が一番頑張っているのが、期末手当の満額支給を目指しているが、極めて厳しい。

2. 新型コロナウイルス感染拡大により、以前にもまして業務負担が増えた教員および職員（特に、病院職員、医療従事者）に対して賃金を加算すること。例えば、岡山大では、4月28日に「新型コロナウイルス感染症対応のための防疫等作業手当の制定について」との通知があり、その手当額は、1日（1勤務）4,000円という。他に2つの国立大学・機構からも同様の通知があると聞いている。

① とくに、感染患者を受け入れる病棟に勤務する病院職員には「感染危険手当」を支給すること。

新型コロナウイルス感染症陽性患者と接する業務を行った場合には、1日4,000円の手当を支給するべく協議中である。陽性疑いのある患者に接した職員全員に支給するのは難しい。

新潟での感染拡大を考えたときに、病床数から見ても、感染指定の6病院だけでは支えられない。大学病院以外に高次救急と高度医療をやるところがない。重症化した患者が増えた場合は、受け入れるしかない。先天性疾患等、大学病院でしか看れない患者がいる。

様々な対応をして職員の安全確保に努めている。1日2,600名の外来患者を全員検温できないので、12月からはサーモセンサーを設置する。感染の疑いのある病院職員には、対応マニュアルがある。  
<裏面につづく>

② また、病院職員の従事業務の危険度に応じた本給の調整額の加算を行うこと。

調整額は恒常的な業務の特殊性に鑑みて支給されるものである。新型コロナウイルス感染拡大が、将来的に予断を許さない状況ではあるが、臨時的、断続的なものと考え、①の手当をもって対応する。

3. 感染防護のための医療資材の確保と供給に万全を期すこと。

例えば現状では、ガウンタイプのエプロンが不足しており、患者に直接触れない職員のマスク交換は、3日に1度である。

感染防護の医療資材は、感染拡大の初期から確保が最優先と認識し、病院内の在庫状況の確認、納入業者を通じて早期に十分な量の確保を最優先にやってきたが、世界的なことで供給が追いつかない。その中で、納入業者、国、県の情報を駆使して必要量の確保に努めている。

ガウンタイプのエプロンは、マスクの次に無くなった。職員には代替品でお願いしていたが、現時点では供給量を満たしている。サージカルマスクは、以前の納入価格1つ3円程度から、100円になったこともあり、患者に直接触れない職員は現在も3日に1度の交換となっている。

生産国が日本への供給を中止したこともあったので、需給バランスが落ち着くまでは様子を見ている。病院では1日2,000枚のマスクを消費し、現在200日分程度の在庫がある。物品によっては、油断できないものもある。滅菌手袋は不足しそうである。

マレーシアが滅菌ガウンの生産拠点であるが、輸出禁止になった。そのため、使い捨てが必須の部署から優先供給していた。他に不足しているものは、対応を考えるので声を上げてほしい。

4. 高次救命災害治療センターは、集中的な監視および治療を要する患者を受け入れていることから、集中治療病棟における病院職員と同様に調整額を支給すること。

高次救命災害治療センターに勤務する職員には、集中治療病棟に勤務する職員と同様の調整額を支給している。

5. 調整額の支給について、対象となる職種や業務内容の見直しを行うこと。

対象となる職名および勤務部署の標記が実際と乖離しているものがある。令和3年4月1日に向けて改正する予定で準備を進めている。

調整額は、職種の複雑性、困難もしくは責任の度合い、または、勤務時間、勤務環境、勤務条件が同じ職務級に属する職員と比較して著しく特殊性が高い職員に対して、その特殊性に基づいて支給するものとなっている。他の国立大学病院、それと同等の対象職種業務となっている。特殊性の高い看護師には支給している。看護職と医療技術職とは本給が違う。看護職本給表は、看護業務に応じた、危険度を含んだ本給表となっている。